

平成30年度 第3回  
地域包括支援に関する会議

資料 3

2 報告

(3) 自己点検及び運営方針の変更について

## 統括支援センター・地域包括支援センター運営方針及び自己点検の変更について

平成29年介護保険法改正（平成30年4月等施行）において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者等の取組が全国で実施されるよう制度化し、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標及び地域包括支援センターの機能強化に関する評価指標が示された。

そのため、「統括支援センター及び地域包括支援センター自己点検」に評価指標の項目を追加し、統括支援センター及び地域包括支援センターが取り組むべき課題を明確にし、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進する。平成30年度の自己点検、平成31年度運営方針作成成分より使用する。

### 【統括支援センター・地域包括支援センター自己点検】 <変更部分抜粋、下線部分は追加>

#### 1 統括支援センター自己点検（参考資料1）

評価領域	評価分類
1 地域包括支援センターの業務支援	(5) 区単位の現状・ニーズを把握し、地域包括支援センターが取り組む重点課題を検討しているか。

#### 2 地域包括支援センター自己点検（参考資料2）

評価領域	評価分類
I 地域包括支援センター運営体制	<u>1 地域包括支援センターの体制に関すること</u> <u>(1) 担当圏域の現状やニーズを把握し、それに応じた取り組みを行っている。</u> <u>4 個人情報の保護</u> <u>(1) 個人情報の取扱いやプライバシーの確保には十分配慮している。</u>
II 総合相談支援業務	<u>2 専門的・継続的相談支援</u> <u>(3) 相談支援の終結を含め継続支援のためのモニタリングを実施している。</u> <u>(4) 複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進している。</u> <u>(5) 認知症高齢者を支援するための取り組みを行っている。</u> <u>3 地域におけるネットワークの構築</u> <u>(1) 地域の社会資源や情報を把握し、地域に提供している。</u> <u>(2) 利用者に必要な地域のネットワークを構築している。</u>
III 高齢者虐待・権利擁護対応	<u>1 高齢者虐待・権利擁護への対応</u> <u>(1) 通報・相談を受け、緊急性の判断を行えている。</u>
IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務	<u>1 個々の高齢者を継続的に支援していくための支援体制の構築業務</u> <u>(1) 主治医との連携、在宅と施設の連携などのケアマネジメントの体制を整備している。</u> <u>2 介護支援専門員に対する個別支援</u> <u>(1) ケアマネジャーへの個別相談に対応している。</u>
IVb 地域ケア個別会議	<u>1 地域ケア個別会議の構成・運営</u> <u>(1) 地域福祉推進課が示した地域ケア個別会議が發揮すべき機能、構成員、スケジュール等の計画に沿った実施ができる。</u> <u>2 地域ケア個別会議の活用</u> <u>(1) 個別事例及び地域課題解決のため、会議を効果的に行っている。</u>

### 【統括支援センター・地域包括支援センター運営方針】（参考資料3、参考資料4）

「目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価」の項目を追加する。



## 統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

### 1 目的

統括支援センターの業務は、地域包括支援センターに関する事務の管理、虐待や困難事例への対応支援、市民からの直接的な総合相談への対応など多岐に渡っている。また、統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実を図ることができる。

そのため、統括支援センターの業務のうち、地域包括支援センターの業務の円滑化と質の向上を図る上で不可欠な「区内の地域包括支援センターの業務支援と地域とのネットワーク構築支援」が適切に行われているかを確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、自己点検及び運営方針を作成する。

### 2 統括支援センターの自己点検表について

統括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

#### ① 地域包括支援センターの業務支援

地域包括支援センターにおける「困難事例対応」「苦情対応」「緊急対応」「組織マネジメント」が適切に実施されるよう業務支援を行うこと。

#### ② 地域とのネットワーク構築支援

地域包括支援センターの業務が円滑に実施されるよう、「関係者（団体）との情報共有」「地域のケアマネジャーとの情報共有」「包括ケア会議の活用」などを適切に行うこと。

### 3 実施方法

#### (1) 統括支援センター自己点検表の作成

地域包括支援センターの自己点検表及び運営方針を参考にし、地域包括支援センター担当係長を中心に、統括支援センター職員（主任介護支援専門員、社会福祉士）と協議のうえ、自己点検表を作成する。

#### (2) 統括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度の運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を、具体的かつ簡潔に記載する。

#### (3) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、地域包括支援センター・統括支援センターの自己点検表及び運営方針をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

#### (4) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

## 4 自己点検表の作成について

### (1) 自己点検評価基準

「統括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

#### a できている（3点）

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

#### b ほぼできている（2点）

評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。

#### c まだ不十分（1点）

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

### (2) 判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

## 5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

## 統括支援センター 自己点検判断基準

評価分類	評価項目 (評価分類に対する観点)	自己点検判断基準			判断材料又は評価の方法	総合評価の基準
		a できている(3点)	b 「ほぼできている」(2点)	c 「まだ不十分」(1点)		
1 地域包括支援センターの業務支援	(1)地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合に、チェックする。	評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。	評価基準に対する視点が十分にできていない場合にチェックする。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(2)※地域包括支援センターだけでは対応が困難な苦情に對応する適切な対応を図っている	地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、ロulentによる助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている。	区内もしくは市内の地域包括支援センターに、困難事例への対応が困難な苦情をスケルアップを目的とした情報提供や意見交換、事例検討などを定期的に行っている。	地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、ロulentによる助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(3)勤務時間外における市民からの緊急相談に對応する適切な対応	①勤務時間外における市民からの緊急相談に対応して、夜間・緊急電話や関係機関と連携しながら対応している。	②苦情への対応に関する情報共有や事例検討などをを行い、地域包括支援センター職員との連携などにより、スケルアップを図っている。	地域包括支援センターだけでは対応が困難な苦情について、ロulentによる助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(4)※地域包括支援センター業務の緊急事項の解消	①勤務時間外における市民からの緊急相談に対して、夜間・緊急電話や関係機関との連携などにより、的確に把握している。	②地域包括支援センター業務の緊急事項について、職員や関係者の意識取や課題の分析等により、的確に把握している。緊急事項については、区内および本庁、その他関係機関との調整などにより解決に努めている。	日ごろから夜間・緊急窓口対応施設や関係機関からの緊急相談時に適切な対応を行っている。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(5)区単位の現状ニーズを把握し、地域包括支援センターと取り組む重点課題を検討しているか	①地域の方針やKOB等のデータ、日頃の相談事例をつかみながら地域の課題として取り組んで把握している。	②地域の関係者(団体)や行政機関などの連携を目的とした情報交換や、会合等の開催または参加を行っている。	いきいき長寿プランやKOB等のデータ、日頃の相談事例をつかみながら地域の課題として取り組んで把握している。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(1)地域の関係者(団体)等との情報共有	①地域のケアマネジャーとの連絡を目的とした情報交換や情報提供、事例検討会等の開催または参加を行っている。	②地域のケアマネジャーとの連絡を目的とした情報交換や情報提供、事例検討会等の開催または参加を行っている。	地域の関係者(団体)との情報交換や会合等の連絡を目的としたデーターと共有し分析することによって取り組む重点課題を明確にし、解決に向け計画的に実行している。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(2)地域のケアマネジャーとの情報共有	①地域のケアマネジャーの意向を対象としたケアマネジメント会議を開催または参考する。	②地域のケアマネジャーとの連絡を目的とした情報交換や情報提供、事例検討会等の開催または参加を行っている。	地域のケアマネジャーを対象としたケアマネジメント会議を開催または参考する。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
	(3)包括ケア会議の活用	①包括ケア会議において、困難事例などの検討結果報告、地域ケア個別会議の報告、関係者(団体)へのフィードバック等により、会議の有効活用を行っている。	②地域のケアマネジャーとの連絡を目的とした情報交換や情報提供、事例検討会等の開催または参考する。	包括ケア会議を開催する。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
				困難事例に対する助言及び事門別技術的支援に対する助言及び事門別技術的支援のための処理事例を検討し、結果を報告や地域課題の検討を行っている。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
				定期的に包括ケア会議を開催しているのみである。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点

【用語説明】

\* 地域包括支援センターだけでは対応が困難： 地域包括支援センターが業務において、統括支援センターが業務をより円滑に実施するために、区レベル・市レベルで標準化や事務改善、業務内容・手順などを指す。

\* 地域包括支援センター業務の整案事項： 地域包括支援センター業務の整案事項



## 地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

### 1 目的

地域包括支援センターの業務は、高齢者や関係機関等からの幅広い相談・支援から、介護予防に関する取り組み・支援、地域ネットワークの構築と、多岐に渡っている。

そのため、「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。

なお、自己点検表及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。

### 2 地域包括支援センターの自己点検表について

地域包括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

- ① 地域包括支援センターの運営体制
- ② 総合相談支援業務
- ③ 高齢者虐待・権利擁護対応
- ④a 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④b 地域ケア個別会議
- ⑤ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

### 3 実施方法

#### (1) 地域包括支援センターの自己点検表の作成

各センターが評価項目毎に自己点検を行う。

センターの自己点検を実施するに当たっては、センターの職員全員がそれぞれ自らの状況を振り返った後に、全員で確認し合い、センターとしての自己点検表を作成する。

#### (2) 地域包括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を具体的かつ簡潔に記載する。

※センターとして取り組むべき目標や内容は、職員で十分に話し合った上で作成してください。

#### (3) 統括支援センターへ、自己点検表及び運営方針を提出

統括支援センターへ自己点検表及び運営方針を提出し、実施状況等を報告する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

#### (4) 自己点検表等の確認

統括支援センターは、提出された自己点検表及び運営方針の書面内容を確認の上、実施状況や現状等必要な事項について、各地域包括支援センター職員に確認する等により、内容の精査を行う。

#### (5) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、区内センターの自己点検表及び運営方針（今年度分と次年度分）をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

#### (6) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

## 4 自己点検表の作成について

### (1) 自己点検評価基準

「地域包括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

a できている（3点）

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

b ほぼできている（2点）

評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。

c まだ不十分（1点）

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

### (2) 判断材料又は評価の方法

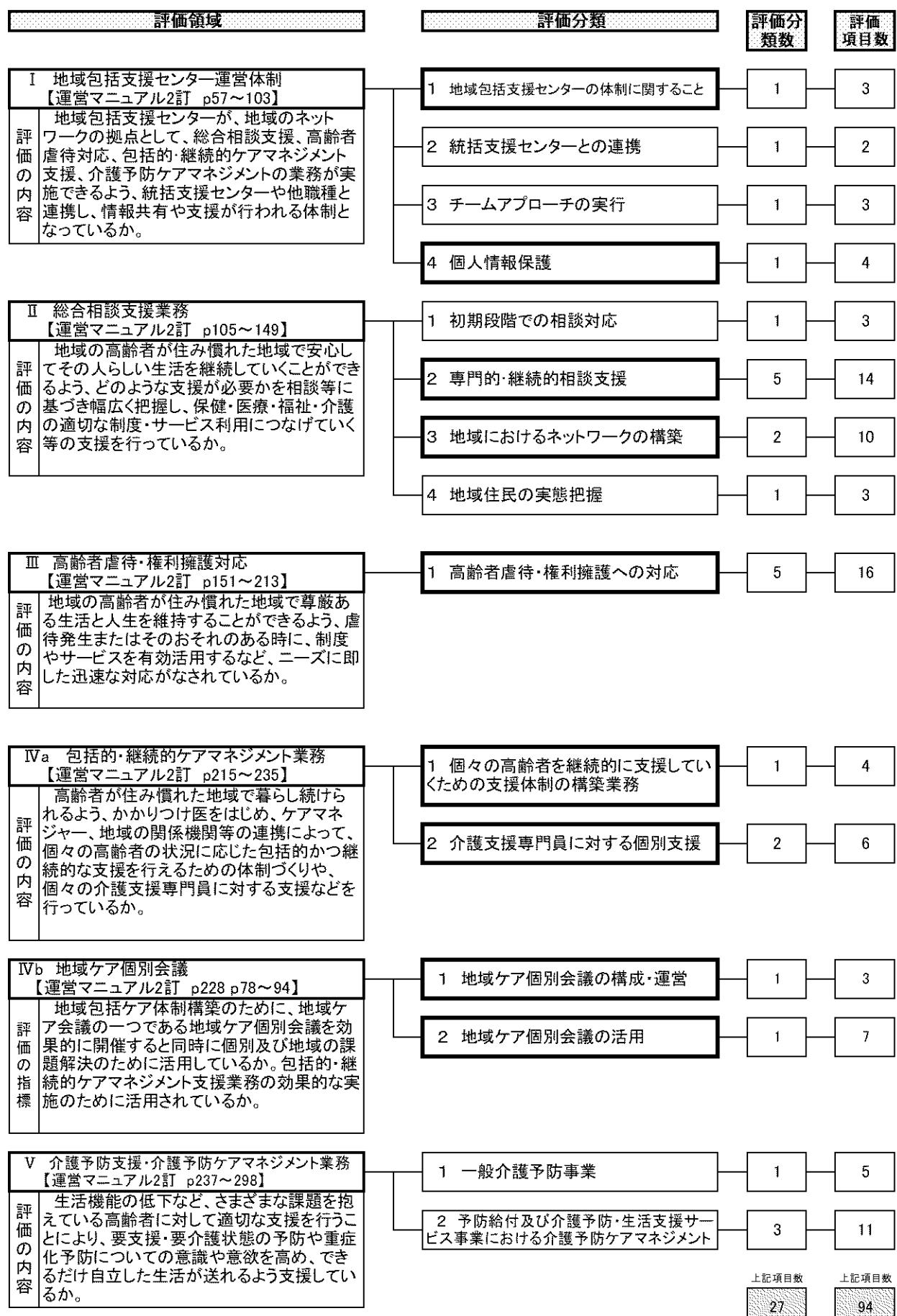
自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

## 5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

## 評価基準の構成







評価領域		評価の内容			
		地域包括支援センターが、地域のネットワークの構成として、総合相談支援、高齢者虐待対応、包括的・総合的ケアマネジメントの実施ができるよう、就活支援センターで活動を運営し、情報収集や支援が行われる体制がなっているか。			
評価分類	評価のねらい	評価項目 (評価分類における評点)	評価基準に対する視点がすべて達成できている(3点) 評価基準に対する視点が十分にできていない(1点) 評価基準に対する視点が全く達成できていない(0点)	評価基準に対する視点が十分にできていない(1点) 評価基準に対する視点が全く達成できていない(0点)	評価基準に対する視点が十分にできていない(1点) 評価基準に対する視点が全く達成できていない(0点)
3 チ ム ア ロ チ の 実 行	相談や訪問面接で得た情報は、地域包括支援センターへ日ごろから相談内容を報告している。 (1)相談・支援体制の確立がなされている。 ①利用者基本情報や経済記録などに、その情報は必ずしも共有できるよう相談支援体制が必要である。相談や訪問面接で得た情報が一元的に管理され、いつでも情報提供を共有できる体制が確立している。 ②相談内容について、「利用者基本情報」や「経済記録」、「個人情報保護法」などに、主訴・客觀的情報等の必要事項を記載するが、原則性をもつて個人ファイルに纏めている。 ③一元化された情報提供を、必要となる際には確認できるよう、地域包括支援センター連絡支援センターへ連絡する。 ④個人情報を充用するときは、必ず本人・家族の同意・個人情報使用同意書を得て同意を得ている。	自己点検判断基準 自己点検評議会 評議会に対する視点 評議会に対する視点がすべて達成できている(3点) 評議会に対する視点が十分にできていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)	評議会に対する視点が十分に達成できている(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)	評議会に対する視点が十分に達成できていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)	評議会に対する視点が十分に達成できていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)
4 個 人 情 報 保 護	地域包括支援センターの職員は正当な理由なしにその業務に關しており、個人情報を他に漏洩しないように取り扱っています。地域包括支援センターは高齢者の心身の状況や、家族の状況等を幅広く把握するため、その情報は、手元に携帯する必要がある。個人情報の取扱いには十分配慮していく。	自己点検判断基準 自己点検評議会 評議会に対する視点 評議会に対する視点がすべて達成できている(3点) 評議会に対する視点が十分にできていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)	評議会に対する視点が十分に達成できていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)	評議会に対する視点が十分に達成できていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)	評議会に対する視点が十分に達成できていない(1点) 評議会に対する視点が全く達成できていない(0点)



## 評価項目

## II 総合相談支援業務

評価分類	評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する視点)	a:できている(3点) 評価基準に対する視点	b:ほぼできている(2点) 評価基準に対する視点	c:できない(1点) 評価基準に対する視点	自己点検判断基準	判斷材料又は 評価の方法	総合評価の 基準基準
						○または不十分(1点) 評価基準に対する視点が十分 ない場合にチェックする。	○または不十分(1点) 評価基準に対する視点が十分 ない場合にチェックする。	○または不十分(1点) 評価基準に対する視点が十分 ない場合にチェックする。
2 専門的・総合的相談支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその入らいい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを相談等に基づき幅広く把握し、保健・医療・福祉・介護の適切な制度・サービス利用につなげていく等の支援を行っているか。	①支援引継ぎ機関に対して、あらかじめ設定した時期に状況を確認している。 ②支援計画通りに実施されいるか、当事者もしくは相談者に対する定期的に確認している。 ③相談支援の終結を含め継続支援のためのモニタリングをしている。	課題解決のためにつないだ機関へ、地域包括支援センターから地域包括支援センターから「紹介された時に連絡してもらう等の情報収集をしていきながら、当事者もしくは相談者に対する定期的に確認している。	つながりが後、地域包括支援センターから、「紹介された時に連絡してもらう等の情報収集をしていきながら、当事者もしくは相談者に対する定期的に確認していることが多い。	つながりが後、地域包括支援センターから、「紹介された時に連絡してもらう等の情報収集をしていきながら、当事者もしくは相談者に対する定期的に確認していることが多い。	つながりが後、地域包括支援センターから、「紹介された時に連絡してもらう等の情報収集をしていきながら、当事者もしくは相談者に対する定期的に確認していることが多い。	相談記録票につないだ先への機関への状況確認の記録がある。	相談記録票につないだ先への状況確認の記録がある。
	サービス提供機関等へつながりが不要となります。ここでは、つながり後に、つながり先で効果があつたかの評価を行つて、判断した場合に、当事者どサービス提供機関等との間に介入し、支援計画の見直し等の適切な評価を行つてもらいます。	④確認条件を統括支援センターと共有している。	確認した情報を基づき支援計画の評価・見直しを行つて、理由や内訳を記録する。	確認した情報を基づき評価の評価・見直しを行つて、理由や内訳を記録する。	確認した情報を基づき支援計画の評価・見直しを行つて、理由や内訳を記録する。	確認した情報を基づき支援計画の評価・見直しを行つて、理由や内訳を記録する。	相談記録票に評価・見直しの記録がある。	相談記録票に評価・見直しの記録がある。
	単身高齢者や認知症、ダブルケア、8050問題等、複雑困難事例に対して、対象者や家族および関係機関と連携して対応し、適切な対応を行つてもらいます。	①介護、子育て、障害等複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行つてもらっている。 ②統括支援センターや他分野の相談機関も含め)協議しつつ対応している。	介護、子育て、障害等複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行つており、主訴や経過、課題の記録がある。	統括支援センターや他分野の相談機関と連携して対応し、結果を記録、共有している。	統括支援センターや他分野の相談機関も含め)協議を行つており、主訴や経過、課題の記録がある。	介護、子育て、障害等複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行つており、主訴や経過、課題の記録がある。	相談記録票に統括や他分野の相談機関と協議した記録がある。	相談記録票に統括や他分野の相談機関と協議した記録がある。
	(4)複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進している。	③相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人數・内容を把握している。	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人數・内容を把握している。	—	相談対応は行うが、複合的な課題を持つ世帯数・人數・内容を把握していない。	相談対応は行うが、複合的な課題を持つ世帯数・人數・内容を把握していない。	相談記録票を整理して複合的な課題を持つ世帯数・人數・内容を把握している。	相談記録票を整理して複合的な課題を持つ世帯数・人數・内容を把握している。
	認知症高齢者に対する取り組みを行っている。	⑤認知症高齢者を支援するための取り組みを行つて、適切な対応を行つてもらいます。	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携し、対象者に関する情報共有を行い、相談支援を行つてもらいます。	—	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携ができない。	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携ができる。	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携ができる。	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携ができる。

II 総合相談支援業務					
評価項目		評価の内容			
評価分類	評価項目に対する視点	評価基準に対する視点	自己点検判断基準	評価結果	総合評価の基準
3 地域におけるネットワークの構築	(1)地域の社会資源や情報を探し、地域に提供している。  ①担当エリアのサービス提供機関や自治会・民生委員などとの相談・ホランティア、NPO法人などとの情報活動内たと連携(情報収集コーディネーター等)を実施できている。	a.できている(3点) 評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合に、チェックする。	b.ほぼできている(2点) 評価基準に対する視点が十分にチェックする場合に、チェックしない。	○。また不十分(1点) 評価基準に対する視点が十分でない場合にチェックする。	判断材料又は 評価の方法
	②地域のイベント等や行事などを情報を探している。  ③地域住民が必要とする情報提供や啓発活動を行っている。(出前講演やセミナーの作成など)	相当エリアの情報(活動内容、連絡先などを把握し、その内容をカテゴリー別に分かることによる、マップまたはリストを作成し、一元的に整理していく。 ④地域より情報が得られる関係性が築けしており、自治金やまちづくり協議会などのが実施するイベントなどを把握しているが、職員間で共有できている。	相当エリアの情報(活動内容、連絡先などを把握し、その内容をカテゴリー別に分かることによるように、マップまたはリストを作成し、一元的に整理していくが、地域支援センターと連携(情報共有等)も行っていない。	○。また不十分(1点) マップや一覧表等として一元的に整理して、地域支援センターと連携(情報共有等)を行っていない。	判断材料又は 評価の方法
	特に、地車のネットワークを構築するために、公的的なサービスだけでなく、インフォーマルなサービスを実施するため、地車内の社会資源を守り、権利侵害を未然に防ぐためにも、情報保護や消費者被害の情報を提供を行うことが重要です。ここでは、把握した社会資源について、初期相談時などで活用できるよう整理しておおくとともに、情報が地域住民に啓発されているかを評価します。	⑤消費者被害情報を地域の民生活者、消費者被害の情報を提供し、被害防止に向けた連携を行っている。	相当エリアの情報(活動内容、連絡先などを把握し、職員間で確認して、窓口で情報提供している。	○。また不十分(1点) 自治金やまちづくり協議会などが実施するイベント等を窓口で配布できていない。	判断材料又は 評価の方法
	⑥活動の核となるリーダーに対して、具体的な事例を紹介している。	⑥活動の核となるリーダーに対して、具体的な事例を紹介している。	○。また不十分(1点) 情報交換を行つた記録がある。	○。また不十分(1点) 情報交換を行つた記録がある。	判断材料又は 評価の方法

## 評価項目

## II 総合相談支援業務

評価分類	評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準 a:できている(3点) b:ほぼできている(2点) c:評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合に、チェックする。	評価基準に対する視点 a:80%程度でできている場合にチェックする。	評価基準に対する視点 b:ほんのりできている(2点) c:評価基準に対する視点が十分でない場合にチェックする。	評価基準に対する視点 a:80%程度でできている場合にチェックする。	評価基準に対する視点 b:ほんのりできている(2点) c:評価基準に対する視点が十分でない場合にチェックする。	評価材料又は 調査の方法	総合評価の 基準
3 地域におけるネットワークの構築	②利用者に必要な地域のネットワークを構築している。  支援を必要とする高齢者に対し、総合相談につけるべき異なる見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために、地域のネットワークを構築していくことが必要です。ネットワークを構築するために、「頼める関係づくり」がなければ、地域に積極的に出向き、関わりを取り組みを行っているかを評価します。	他の地域包括支援センター、いわゆる地域支援センター(ネイター)、地域保健係、行政窓口(消費者活動セミナー会など情報交換や連携ができる)など情報を交換して連携ができる体制がとれている。	他の地域包括支援センター、いわゆる地域支援センター(ネイター)、地域保健係、行政窓口(消費者活動セミナー会など情報交換や連携ができる)など情報を交換して連携ができる体制がとれている。	定期的な情報交換の場は設定していないが、個別相談が定期的に行なわれる連携について話し合う会議を開催している。	定期的な情報交換の場は設定していないが、個別相談が定期的に行なわれる連携について話し合う会議を開催している。	定期的な報告は行なっていないが、個別相談が定期的に行なわれる連携について話し合う会議を開催している。	定期的な報告は行なっていないが、個別相談が定期的に行なわれる連携について話し合う会議を開催している。	行政関係者と情報交換や連携を行った記録がある。	できている。 ほぼできている。 まだ不十分。 :6~4点
4 地域住民の実態把握	①地域住民の実態を把握するための取り組みを行っている(リアルタイム把握)。  総合相談支援業務を行う上で、高齢者や家族等からの相談を待っているだけではなく、地域に存在する課題やニーズを発見できる問題やニーズを把握するための取り組みを行っている。	④地域包括支援センターを利用しやすい名市民センターへや地元の会議、サロン等に出向き、パンフレット配布等によりPRを行うとともに連携している。	①地域活動(民生活委員協議会等の会議に参加し、情報収集を行っている)。  ②地域活動で得たすべての情報について、地元住民のことをよく知っている民生活委員や福祉協力員等に個別に状況を確認している。	年に1~2回各市民センターへや地域の会議、サロン等に出向き、パンフレット配布等によりPRを行うとともに連携している。	—	地域内にある地域活動の場に出ており向こうで情報収集を行っている。	地域内に開催された際は、地域住民のことをよく知っている民生活委員や福祉協力員等に個別に状況を確認している。	市民セントラーや地域の会議、サロン等で地域包括支援センターのPRや連携を行った記録がある。	できている。 ほぼできている。 まだ不十分。 :5~3点

Ⅳ 高齢者虐待・権利擁護対応						
評価内容		評価項目				
評価分類		評価のねらい				
1	高齢者虐待に対する通報・相談を受け、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(1)通報・相談を受けて、緊急の場合は、扶養支援を行って必要な支援を行っている。	地域の高齢者が住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、虐待が生じたはその他のある時に制度やサービスを有効活用するなど、ニーズに即した迅速な対応がなされているか。	自己点検指標基準 □ まだできている(3点) □ まだできていない(2点)	自己点検指標基準 □ まだ不十分(1点) □ まだできない場合に限り対応する場合に、チエックする。	半導体又は 膏体の方法
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(1)通報・相談を受けて、緊急の場合は、扶養支援を行って必要な支援を行っている。	通報・相談内容が「虐待等高齢者の生命、身体に危険がある、又はその恐れがある」と判断した際に緊急事例について、専らかに扶養支援センターに情報提供して対応している。	連絡表に施設支援センターへの連絡表及び助言書を受けていた場合に限り対応しない場合に限り対応する。	連絡表に施設支援センターへの連絡表及び助言書を受けていた場合に限り対応しない場合に限り対応する。	給合評価の 実績基準
1	虐待の通報・相談を受け、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(1)高齢者虐待に対する相談・通報を受け、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	通報者から提供された情報に基づき、關係者への情報収集等に依頼するなどして、本人への訪問等により事実確認を行っている。	通報者から提供された情報に基づき、關係者への情報収集等に依頼するなどして、本人への訪問等により事実確認を行っている。	通報者から提供された情報に基づき、關係者への情報収集等に依頼するなどして、本人への訪問等により事実確認を行っている。	できている。 まだ不十分 または1点
1	虐待の把握ができる。	(2)虐待の把握ができる。	把握した情報をに基づき、課題が個別・具体的に明示されれている。	把握した情報をに基づき、課題が個別・具体的に明示されれている。	把握した情報をに基づき、課題が個別・具体的に明示されれている。	できている。 まだ不十分 または1点
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(1)支援方針の決定において、関係機関の協力を得て多面的に検討を行っている。	課題解決のため、必要に応じて本人を取り巻く関係者から多面的に收集した情報を整理し、必要な情報として扶養支援センター等の支援を受け、地域包括支援センターの3職種が中心となり協議の上、虐待の有無及び緊急性の判断をしている。	課題解決のため、必要に応じて扶養支援センター等の支援を受けた情報等を基に、民生委員等が情報収集して扶養支援センターの3職種で協議の上、虐待の有無及び緊急性の判断をしている。	課題解決のため、必要に応じて扶養支援センターのみでカンファレンスを行い、効果的な支援策の検討を行っている。	経済記録に、確認事項を記載している。
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(2)短期・中期～長期の目標を設定し、その実現に向けて定期的に目標を設定し、その実現に向けた具体的な支援策を立てる。	虐待の発生原因となるいる課題を検討する際は、本人及び養護する家族等が抱える課題を幅広く検討し、養護の発生要因となるとともに、養護者に対する支援策を講じて対応が、不十分である。(該題の全文にて)	虐待の発生原因となるいる課題を検討する際は、本人及び養護する家族等が抱える課題を幅広く検討し、養護の発生要因となるとともに、養護者に対する支援策を講じて対応が、不十分である。(該題の全文にて)	虐待の発生原因となるいる課題を検討する際は、本人及び養護する家族等が抱える課題を幅広く検討し、養護の発生要因となるとともに、養護者に対する支援策を講じて対応が、不十分である。(該題の全文にて)	できている。 まだ不十分 または1点
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(3)適切な支援方針が決定できている。	支援策の検討を多面的に行ない、各支援策の実施に係る責任者を明確にするとともに、算案のキーパーソンを決定している。	支援策の検討を多面的に行ない、各支援策の実施に係る責任者を明確にするとともに、算案のキーパーソンを決定している。	支援策を検討する際には、支援実施後の効果確認のための次の回の監修日程を設定している。	経済記録に記載している。
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(4)決定した支援策の効果を判断するため、進捗状況に合わせて協議の場を設定している。	支援策を検討する際には、支援実施後の効果確認のための次の回の監修日程について扶養支援センターにあわせて協議の場を設けている。	支援策を検討する際には、支援実施後の効果確認のための次の回の監修日程より遅れて行われていることがある。	支援策を検討する際には、支援実施後の効果確認のための次の回の監修日程より遅れて行われていることがある。	できている。 まだ不十分 または1点
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(5)決定した支援策の効果を判断するため、進捗状況に合わせて協議の場を設定している。	必要に応じ、支援策の見直し(モニタリング)を行っている。	必要に応じ、目標も含め見直し(モニタリング)を行っているが、新たな目標実現のための具体的な支援策は立てていない。	必要に応じ、目標の見直し(モニタリング)を行っているが、新たな目標実現のための具体的な支援策は立てていない。	経済記録に記載している。
1	高齢者虐待に対する通報や相談を受けて、緊急の判断を行って必要な支援を行っている。	(6)成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要とする場合、扶養支援センターにござります。	成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要とする場合、扶養支援センターにござります。	成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要とする場合、扶養支援センターにござります。	成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要とする場合、扶養支援センターにござります。	経済記録に記載している。

評価領域		評価内容		高齢者虐待・権利擁護対応	
評価分類	評価のねらい	地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と生きを維持することができるように、虐待が生じたはそのおそれのある時に制度やサービスを有効活用するなど、ニーズに即した迅速な対応がなされているか。	自己点検評議事項 （評価分類に対する判断） ①できている（3点） ②未達（2点） ③まだできていない（1点）	自己点検評議事項 （評価分類に対する判断） ①まだ不十分（1点） ②まだ不十分（1点） ③まだ不十分（1点）	半個材料又は 評価の方法 総合評価の 実現基準
1 （4）課題解決につながる支援が実施できている。 虐待による支障を認めています。 高齢者虐待 虐待による支障を認めています。 （5）必要に応じて支援計画の見直しを行っている。	①支援者が本人の課題解決（生活の質の向上）に あらかじめ設定した時期に、本人に対する支援策 の効果を評価し、課題解決につながっているかを 確認している。  ②支援者が養護者の課題解決（生活の質の向上） につながっている。  ③養護者の課題を整理し、それぞれ 養護者の課題解決につながっているかを 評価します。	評価基準に対する判断がすべて達成できている。 度まで達成する場合に、チェックする。	評価基準に対する判断が十分達成していない。 度まで達成する場合に、チェックする。	本人に対する支援策の効果を評価しておらず、課 題解決につながっているか確認していない。  あらかじめ設定した時期を過ぎて、本 人にに対する支援策の効果を評価し、課 題解決につながっているか確認して いる。	評価基準に対する判断が十分達成していない。 本人に対する支援策の効果を評価しておらず、課 題解決につながっていない。  あらかじめ設定した時期を過ぎて、本 人にに対する支援策の効果を評価し、課 題解決につながっているか確認して いる。
	（6）課題解決が役割分担に従い、適切に支援の実施状況把握を行っている。（チーフーサンの支援者）	支援者が役割分担に従い、適切に支援の実施状況把握を行っている。	支援者が役割分担に従い、適切に支援の実施状況把握を行っている。	養護者の養育会議において、それぞれの 支援者の実施責任及びキーパーソンを明確にし、定期的 に効果評価を行っている。	支援者が養育会議において、支援策の実施責任及びキ ーパーソンを法定しているが、定期的な 効果評価は行っていない。
	虐待に対している本人及び 養護者の課題解決について、定定期的 評議會を行って、効果が見込めない 場合、再度課題解決を検討している。  また、その際に、課題解決のための支 援の見直しを行っている。	虐待に対している本人及び 養護者の課題解決について、定定期的 評議會を行って、効果が見込めない 場合、再度課題解決を検討している。  また、その際に、課題解決のための支 援の見直しを行っている。	支援の効果評価を行い、十分な効果が上 げられない場合は、再度、課題を解決する ために、専門家から情報収集、 課題解決するため関係者間で協議を行い、役割 分担の上、新たな支援策を講じている。	支援の効果評価を行い、十分な効果が上 げられない場合は、再度、課題を解決する ために、専門家から情報収集、 課題解決するため関係者間で協議を行ってい ない。	支援の効果評価を行い、十分な効果が上 げられない場合は、再度、課題を解決する ために、専門家から情報収集、 課題解決するため関係者間で協議を行ってい ない。
	支援によって目標を達成した場合は、 （1）支援者が課題解決につながっていない場合、 必要に応じて支援策の見直しを行っている。  （2）支援を終了する際、再発防止策を講じている。 老との連携やその他の関係 老との連携の必要性についても 検討しているかを評価します。	支援によって目標を達成した場合は、 （1）支援者が課題解決につながっていない場合、 必要に応じて支援策の見直しを行っている。  （2）支援を終了する際、再発防止策を講じている。 老との連携やその他の関係 老との連携の必要性についても 検討しているかを評価します。	支援によって目標を達成した場合は、 （1）支援者が課題解決につながっていない場合、 必要に応じて支援策の見直しを行っている。  （2）支援を終了する際、再発防止策を講じている。 老との連携やその他の関係 老との連携の必要性についても 検討しているかを評価します。	支援によって目標を達成した場合は、 （1）支援者が課題解決につながっていない場合、 必要に応じて支援策の見直しを行っている。  （2）支援を終了する際、再発防止策を講じている。 老との連携やその他の関係 老との連携の必要性についても 検討しているかを評価します。	支援によって目標を達成した場合は、 （1）支援者が課題解決につながっていない場合、 必要に応じて支援策の見直しを行っている。  （2）支援を終了する際、再発防止策を講じている。 老との連携やその他の関係 老との連携の必要性についても 検討しているかを評価します。





## 評価項目

## N/b 地域ケア個別会議

評価項目		評価の内容			
評価分類	評価のねらい	評価項目に対する視点	評価基準に対する評価	自己点検判断基準	総合評価の算出結果
1 地域ケア個別会議が地域会議のために開催するか。	(1)地域福祉推進課が示した地域会議の実施方針に沿って実施している。 （2）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （3）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （4）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （5）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （6）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。	①地域福祉推進課が示した要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。必要時は随時開催を行っている。 ②地域ケア個別会議の目的や方向性を明確化し、会議参加者や関係者に周知している。 ③開催目的に合った参加者やアドバイザーを選定する。 ④個人情報の取り扱いに基づく対応を行っており、お心遣を講じている。 ⑤議題事項や検討事項をまとめた参加者間で共有している。 ⑥会議の介護・重複化防止及び地域課題の解決に対する配慮を行っている。	a. できている(3点) b. できていない(3点) 度できている(3点)	b. できていない(3点) 評価基準に対する視点の内、80%程度でできていない場合にチェックする。	評価基準に対する視点の内、80%程度でできていない場合にチェックする。
2 地域ケア個別会議の実施効果について評価する。	(1)個別会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （2）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （3）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （4）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 （5）地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。	①地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ②地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ③地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ④地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ⑤地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。	①地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ②地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ③地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ④地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ⑤地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。	①地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ②地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ③地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ④地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ⑤地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。	①地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ②地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ③地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ④地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。 ⑤地域会議が開催される際は、多職種連携が行われ、要綱、要領、手引き等を確認して、地元住民が直接的に意見交換を行っている。



評価項目		評価内容		評価結果	
評価項目	評価分類	評価基準に対する地點	評価基準に対する評価	自己点検評価基準	総合評価の結果
1	評価のねらい	(評価分類に対する地點)	a. できている(5点) 評価基準に対する現状がすべて実施できている。 b. ほぞんしている(2点) 評価基準に対する現状が十分でないが、未だ実施できていない場合にチェックする。	c. まだ不十分(1点) 評価基準に対する現状が十分でないが、未だ実施できていない場合にチェックする。	半断続的又は 評価の方法
1	一般介護事業	(①介護状態に至るリスクが高い高齢者の把握 のため、関係者からの情報等を積極的に収集している。 ②地域住民に向け、介護予防について情報を収集し、 てもうかるよう啓発などを働きかけを行っている。 ③行政による介護予防事業や健康づくり事業の内 容及び実施方法を把握している。 ④行政以外が実施している介護予防事業 の内容及び実施方法を把握している。 ⑤介護状態に至るリスクが高い高齢者を把握し、 そのために、健診から心の情報 や関係機関等と連携しておける 用により、関係者に意見し、その方の介護 の状況等を把握し、早期に提供する ことが必要である。	①介護状態に至るリスクが高い高齢者の把握 のため、関係者からの情報等を積極的に収集している。 ②地域住民に向け、介護予防について情報を収集し、 てもうかるよう啓発などを働きかけを行っている。 ③行政による介護予防事業や健康づくり事業の内 容及び実施方法を把握している。 ④行政以外が実施している介護予防事業 の内容及び実施方法を把握している。 ⑤介護状態に至るリスクが高い高齢者を把握し、 そのために、健診から心の情報 や関係機関等と連携しておける 用により、関係者に意見し、その方の介護 の状況等を把握し、早期に提供する ことが必要である。	①介護状態に至るリスクが高い高齢者の把握 のため、関係者からの情報等を積極的に収集している。 ②地域住民に向け、介護予防について情報を収集し、 てもうかるよう啓発などを働きかけを行っている。 ③行政による介護予防事業や健康づくり事業の内 容及び実施方法を把握している。 ④行政以外が実施している介護予防事業 の内容及び実施方法を把握している。 ⑤介護状態に至るリスクが高い高齢者を把握し、 そのために、健診から心の情報 や関係機関等と連携しておける 用により、関係者に意見し、その方の介護 の状況等を把握し、早期に提供する ことが必要である。	総合評価の結果 総合評価の結果



平成31年度 統括支援センター運営方針

1. 現状と課題

2. 現状を踏まえた重点目標

現状および問題点		左記状況となっている理由 該当する評価分類 (例: I-1-(1))				該当する評価分類 (例: I-1-(1))		重点目標		指標および 数値目標		具体的な取り組み内容		目標の達成状況、具体的な取り組み 内容の結果及び評価	
(1)															
(2)															
(3)															
(4)															



## 平成31年度 地域包括支援センター運営方針

## 1. 現状と課題

## 2. 現状を踏まえた重点目標

1. 現状と課題		2. 現状を踏まえた重点目標			
区	地域包括支援センター( )	該当する評価分類 (例: I-1-(1))	重点目標	指標および 数値目標	具体的な取り組み内容
(1)	左記状況となつている理由  現状および問題点				目標の達成状況、具体的な取り組み 内容の結果及び評価
(2)					
(3)					
(4)					